

総合評価落札方式における技術提案項目 A に係る評価基準の改正について

1 概要

平成 27 年度に策定した「いわて建設業振興中期プラン」の基本方針等^{*1}を踏まえ、地域社会の維持に必要な除雪や維持修繕等の業務を担っている企業が総合評価落札方式において評価を受けられるよう、評価項目「シ 地域貢献活動の実績」について、従来の評価対象に「岩手県が管理する公共施設の維持修繕業務等の実績」を加え、評価対象を拡大するものである。

(従来の評価対象)

工事箇所^(注)の振興局等管内^(注)で、地域貢献(無償奉仕)活動の実績(対象2年間)があれば評価する。
【評価点の上限1.0点】

(注)入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所^(注)の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。

(改正後の評価対象)

工事箇所^(注)の振興局等管内^(注)で、次の①または②の実績の有無により評価する。
なお、評価点については①と②の評価点を合計した点数とし1.0点を上限とする。

- ① 無償奉仕活動の実績(対象2年間)
② **維持修繕業務等の実績(対象5年間)**

2 改正案

(1) 評価基準及び評価点

| 評価項目 | | 評価基準 | 評価点 |
|------------------------------|---|----------------|------------|
| 地域 精通 度等 (3.5 点) | シ 地域貢献活動の実績 次の①または②の実績の有無により評価する。なお、評価点については①と②の評価点を合計した点数とし1.0点を上限とする。 | 下記による | 上限値 1.0 |
| | ① 無償奉仕活動の実績 工事箇所 ^(注) の振興局等管内 ^(注) で、無償奉仕活動の実績(対象2年間平成○年度から平成○年度)があれば評価する。 (注)入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所 ^(注) の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。 | 年4回以上の実績が2年間継続 | 1.0 |
| | | 年4回以上の実績あり | 0.5 |
| | | 実績なし | 0.0 |
| | ② 維持修繕業務等の実績 工事箇所 ^(注) の振興局等管内 ^(注) で、岩手県が管理する公共施設の維持修繕業務等の実績(対象5年間平成○年度から平成○年度)があれば評価する。 (注)入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所 ^(注) の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。 | 2業務以上の実績 | 1.0 |
| | | 1業務の実績 | 0.5 |
| 実績なし | | 0.0 | |

※ 表中下線は改正部分。

(2) 評価対象とする実績

① 無償奉仕活動の実績 【※ 従来から評価対象としているもの】

- ・道路、河川、海岸、ダム、公園、水路、ため池の清掃(草刈、花壇整備を含む)活動
- ・就業体験学習の支援(インターンシップ)
- ・高等学校及び専門学校の実習授業への講師派遣
- ・国、地方自治体(国土交通省、農林水産省関連)、土地改良区が主催する行事への支援
- ・建設業に関する啓発活動(小中学校を訪問して行う建設業体験支援等)

② 維持修繕業務等の実績 【※ 新たに評価対象となるもの】

岩手県(指定管理者を含む)が管理する公共施設の維持修繕業務等の実績は、元請又は一次下請けとして次の実績がある場合評価の対象とする。ただし、点検のみの業務の実績の場合は評価の対象としない。

- ・道路、河川、砂防、海岸、ダム、公園、港湾、空港、下水、漁港の維持修繕業務又は草刈業務(支障木除去業務を含む)
- ・道路、港湾、空港、漁港の施設の除排雪業務
- ・建築物の維持修繕業務又は施設管理者が発注した建築物の緊急修繕工事(施設管理者より修繕の依頼を受けて速やかに着手する必要がある工事)

○地域貢献活動の評価事例

事例1：①無償奉仕活動の実績が年4回以上の実績が2年間継続し、②維持修繕業務等の実績が過去5年間で2業務以上の場合。

⇒それぞれの実績により2.0点(①1.0点+②1.0点=合計2.0点)となるが、上限値1.0点となる。

事例2：①無償奉仕活動の実績が年4回以上の実績あり、②維持修繕業務等の実績が過去5年間で2業務以上の場合。

⇒それぞれの実績により1.5点(①0.5点+②1.0点=合計1.5点)となるが、上限値1.0点となる。

事例3：①無償奉仕活動の実績が年4回以上の実績あり、②維持修繕業務等の実績が過去5年間で1業務の場合。

⇒それぞれの実績により1.0点(①0.5点+②0.5点=合計1.0点)となる。

3 適用時期

平成28年4月1日以降に公告する工事から適用する予定。

※1 平成27年度に策定した「いわて建設業振興中期プラン」では、震災復興後の建設投資額減少を見据え、地域の公共施設の維持管理を担う建設企業を育成確保するための支援や受注環境の整備を行うことを基本方針の一つに掲げ、地域の建設業が存続できるよう「総合評価の適時適切な見直し」を行うこととしている。

県が締結する契約に関する条例の概要

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|--|---|---|---|--|------------------------|---|---|--|---|--|---|
| <p>第1条 目的</p> <p>県契約に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めることにより、県契約を通じて適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進を図り、もって県民福祉の増進に資することを目的とする。</p> | <p>第2条 定義</p> <p>工事請負契約、業務委託契約、役務提供契約、物品購入契約、指定管理協定</p> | <p>県契約</p> <p>工事請負契約、業務委託契約、役務提供契約、物品購入契約、指定管理協定</p> | <p>特定県契約</p> <p>工事請負契約、業務委託契約、指定管理協定のうち規則で定める種類及び金額の要件に該当するもの</p> | <p>第1条 目的</p> <p>県契約における次に掲げる事項の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 透明性並びに競争の公正性 ② 経済性への配慮、ダンピング防止、価格以外の多様な要素の考慮等により、総合的に優れた内容となっていること ③ 県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件 <p>(2) 県契約における事業者の次に掲げる取組への配慮</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 雇用の確保、中小企業者の受注機会の確保、県産品の利用促進、事業者の専門的技術・伝統的技能の承継（持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組） ② 障がい者等の雇用促進に資する取組、安全安心な生活に資する活動、環境に配慮した事業活動、男女共同参画の推進に配慮した事業活動（社会的な価値の向上に資する取組） | <p>第4条 県の責務</p> <p>基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するための総合的な施策を推進する。</p> | <p>第6条 基本理念の実現を図るための取組のとりまとめ等</p> <p>基本理念の実現を図るため、次に掲げる取組を取りまとめ、その結果を県契約の締結又は履行に際して適切に反映させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 第3条第1項各号に掲げる事項を確保するために必要な取組 ② 第3条第2項各号に掲げる取組を促進するための県の取組 | <p>第4条～第7条</p> <p>平成28年4月1日</p> | <p>第3条 基本理念</p> | <p>第5条 受注者及び下請負者等の責務</p> <p>基本理念の実現に重要な役割を担っていることを認識し、県契約を適切に履行する。</p> | <p>第7条 受注者及び下請負者等の法令遵守</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 最低賃金法第4条第1項（最低賃金以上の賃金の支払） ② 健康保険法第48条（被保険者の資格取得に係る届出） ③ 厚生年金保険法第27条（被保険者の資格取得に係る届出） ④ 国民健康保険法第9条第1項及び国民年金法第12条第1項（被保険者の資格取得に係る届出） ⑤ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項（保険関係の成立に係る届出） ⑥ 雇用保険法第7条（被保険者となつたことの届出） | <p>第8条 特定県契約に係る措置</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法令遵守の状況について、規則で定めるところにより、特定受注者※に対し、報告を求められることができる。 (2) この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、特定受注者については、調査を行うことができる。 <p>※ 特定受注者：県と特定県契約を締結した者</p> <p>第8条</p> <p>平成29年4月1日までに規則で施行</p> | <p>第9条～第16条</p> <p>平成27年4月1日</p> | <p>第9条～第16条</p> <p>【設置目的】適切な県契約の締結及び履行の確保並びに県契約を通じた適正な労働条件の確保などの施策に関する重要事項を調査審議するため</p> <p>【委員構成】7名以内（学識経験者） / 【委員任期】3年</p> | <p>第9条～第16条</p> <p>平成27年4月1日</p> |
|--|--|---|--|---|---|---|--|------------------------|---|---|--|---|--|---|

附則（見直し規定）

知事は、この条例の施行後3年（平成30年度末）を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

県が締結する契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則（素案）

第1 県が締結する契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

1 改正の趣旨

県が締結する契約に関する条例施行規則について、県が締結する契約に関する条例第2条第2号及び第8条第1項による規則委任事項を規定するための改正を行うものである。

2 条例施行規則案の内容

- (1) 県が締結する契約に関する条例（以下「条例」という。）第2条第2号に規定する特定県契約の定義である規則で定める種類及び金額の要件を定めること。（第2条関係）
- (2) 条例第8条第1項の規定により、知事は、特定受注者に対し、条例第7条各号に掲げる事項の遵守の状況について、別に定める様式により、下記の期日までに報告を求めるものとする。（第8条関係）

| 特定県契約 | | 報告の方法 | 報告の期日 |
|--|--|--|-------------------------|
| 契約の種類 | 金額 | | |
| (1) 工事の請負に係る契約 | 予定価格 5 億円以上 | (1) 報告対象とする労働者の範囲 ア 工事の請負に係る契約建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第5項に規定する元請負人又は下請負人に雇用される労働者 イ 県が業務を委託する契約及び県の公の施設の管理に係る協定契約の種類(2)に掲げる業務に従事する労働者 (2) 報告の要件等 特定県契約のうち、知事が指定するもの | 特定県契約の締結の日以降で、知事が別に定める日 |
| (2) 県が業務を委託する契約のうち、清掃業務、警備業務（機械警備を除く。）、駐車場管理業務、受付・案内業務又は設備（消防設備、電気・通信設備、冷暖房・空気調和設備及びし尿浄化槽に限る。）の運転・保守管理業務のいずれかを含むもの | 予定価格 3 千万円以上 （県契約の期間が、6 か月を超えるものに限る。） | | |
| (3) 県の公の施設の管理に係る協定であって、(2)に掲げる業務のいずれかを含むもの | 募集に係る委託料の上限額 3 千万円以上 | | |

(3) その他

ア 特定県契約の契約書には、特定受注者が作業現場、事務所等に特定県契約であることを掲示する旨の事項を記載することとすること。

イ 改善報告その他必要な様式について、別に定めること。

3 施行期日等

(1) この規則は、平成29年4月1日から施行すること。（附則関係）

(2) 改正後の規則は、この規則の施行の日以後に締結される県契約について適用すること。

第2 県が締結する契約に関する条例の一部の施行期日を定める規則について

県が締結する契約に関する条例（平成27年岩手県条例第35号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は、平成29年4月1日とすること。

県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組の取りまとめ（案）の概要

1 県が締結する契約に関する条例

県契約に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めることにより、県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進を図り、もって県民福祉の増進に資するために制定（一部を除き平成 28 年 4 月 1 日から本格施行予定、一部平成 29 年 4 月 1 日までの間において規則に定める日から施行予定）

条例の基本理念（条例第 3 条）

1 県契約における次に掲げる事項の確保

- ① 契約の透明性及び競争の公正性
- ② 経済性への配慮、ダンピング防止、価格以外の多様な要素の考慮等により、総合的に優れた契約内容となっていること
- ③ 県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件

2 県契約における事業者の次に掲げる取組への配慮

- ① 持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組（雇用の確保、中小企業者の受注機会の確保、県産品の利用促進、事業者の専門的技術・伝統的技能の承継など）
- ② 社会的な価値の向上に資する取組（障がい者等の雇用促進に資する取組、安全安心な生活に資する活動、環境に配慮した事業活動、男女共同参画の推進に配慮した事業活動など）

⇒県は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる取組を取りまとめる（毎年取りまとめて、公表）（第 6 条）

- (1) 第 3 条第 1 項各号に掲げる事項を確保するために必要な取組
- (2) 第 3 条第 2 項各号に掲げる取組を促進するための県の取組

2 条例の基本理念の実現を図るための取組の取りまとめの概要

I 県契約において確保されるべき事項

【凡例】◆：既に実施している取組、○：今後、実施を検討する取組

- 1 契約の性質又は目的に応じた契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性
 - ① 契約の過程及び内容の透明性
 - ◆ 競争入札に係る公告及び入札結果のホームページへの掲載、契約締結後の入札過程及び結果に関する事項の供覧 など
 - 建設関連業務委託契約の一般競争入札発注見込みのホームページでの公表を検討 など
 - ② 契約の競争の公正性
 - ◆ 原則として契約方式は、透明性、公正性が最も優れている一般競争入札又は条件付一般競争入札 など
 - ③ 談合その他の不正行為の排除
 - ◆ 電子入札の導入、予定価格の事前公表 など
- 2 総合的に優れた内容となっていること
 - ① 適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止
 - ◆ ダンピングの防止のための工事請負契約等への低入札価格調査制度及び庁舎管理業務等への最低制限価格制度の導入 など
 - 印刷業務などの製造の請負における一般競争入札の最低制限価格制度の導入 など
 - ② 価格以外の多様な要素の考慮
 - ◆ 価格以外の多様な要素（技術力、施工能力等）を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた者を契約の相手方とする総合評価落札方式条件付一般競争入札を実施 など

3 県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件

- ① 適正な賃金水準の確保
 - ◆ 工事請負契約の予定価格の設定に当たり、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映 など
 - 庁舎管理業務及び指定管理業務において、適正な賃金水準を確保するための実態調査の実施を検討 など
- ② 社会保険に係る法令遵守
 - ◆ 社会保険適用事業所については、社会保険への加入を競争入札参加資格登録の資格要件とすること など
- ③ 労働環境の整備・労働福祉の促進
 - ◆ 競争入札参加資格登録の審査において、事業者の障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援などの多様な労働環境の整備への取組を評価 など

II 県契約において配慮されるべき事業者の取組

1 持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組

- ① 雇用の確保
 - ◆ 工事請負契約の競争入札参加資格登録の審査において、高校等卒業者の継続雇用を評価 など
 - 雇用の安定を図るための、指定管理協定の締結期間の拡大を検討 など
- ② 県内の中小企業者の受注機会の確保
 - ◆ 工事、庁舎管理、物品購入の入札において、県内企業への発注を優先する地域要件を設定 など
- ③ 県産品の利用促進
 - ◆ 工事請負契約において、建設資材の納入契約の相手方を県内に本社を有する者の中から選定すること、調達する建設資材は県産とするよう努めることを努力義務とすること など
- ④ 事業者の有する専門的な技術又は伝統的な技能の継承
 - ◆ 工事請負契約の競争入札参加資格登録の審査において、配置技術者の資格、継続学習等を評価 など

2 社会的な価値の向上に資する取組

- ① 障がい者その他の就業支援が必要な者の雇用の促進に資する取組 など
 - ◆ 工事、庁舎管理、物品購入の競争入札参加資格登録の審査において、障がい者雇用等の取組を評価 など
- ② 県民の安全・安心な生活に資する活動
 - ◆ 工事請負契約において、事業者の災害活動等を評価する総合評価落札方式条件付一般競争入札を実施 など
- ③ 環境に配慮した事業活動
 - ◆ 工事、庁舎管理、物品購入の競争入札参加資格登録の審査において、環境配慮に関する取組を評価 など
- ④ 男女共同参画の推進に配慮した事業活動
 - ◆ 工事、庁舎管理、物品購入の競争入札参加資格登録の審査において、男女が共に働きやすい職場環境づくりを推進する取組を評価 など

◆（既実施している取組）：86件、○（今後、実施を検討する取組）：21件、計107件（再掲を除く）

3 取組の取りまとめの見直し

県では、この取りまとめに掲げる取組について、契約の性質又は目的に応じ、県契約の締結又は履行に際して適切に反映させながら、県契約に関する取組及びこの「取りまとめ」の内容を見直していくことにより、条例の基本理念の実現を図っていく。